

西欧中世初期農村史研究の新しい 波 J.P.ドヴロワの近業に寄せて

丹 下 栄

1965年にA.フルヒョルストがスポレートで行った報告、「中世初期フランスにおける古典荘園制の生成」⁽⁴⁾に導かれた西欧中世初期農村史の研究は、近年新たな段階へと一歩を踏みだした⁽⁵⁾。その原動力となったのがポリプティク——所領明細帳——の研究である。歴史家は再びポリプティクを手にとり、その文言を詳細に検討することによって個々の所領の具体的様相を読みとる作業を続けてきたが、そのなかで2つの問題が強く認識されるようになった。まず、史料の読みとりが微細にわたればわたるほど、そこに読み手の主観が入りこむ可能性も大きくなり、ついには歴史家の恣意によって史料の証言が歪曲される危険にまでつながっていくこと、そして現在用いられている刊本の多くが史料批判の点で欠陥を持っていること。こうした問題を無視したまま研究を続けるかぎり、その成果は一見いかに豊かに見えても、実際には砂上の楼閣でしかないという共通認識の成立、それが新たな段階への一歩ということの意味内容である。

こうした状況のなかで最も注目すべきもののひとつは、ベルギーの中世史家、J.P.ドヴロワの近業であろう。1982年に学位論文、「中世初期農村史研究——800～1050年。ランス、サン・レミ修道院とロップ、サン・ピエール修道院」⁽⁶⁾を完成したドヴロワは、学位論文作成の一環として両修道院のポリプティク⁽⁴⁾を新たに校訂し、さらに、その成果をより一般的な考察へと昇華させた2つの論文、「中世初期ベルギー南部における所領類型論のために」⁽⁶⁾、「ランスの初期ポリプティク。7～9世紀」⁽⁶⁾を発表し

ているが、これら一連の業績は、手法の厳密さと考察の大胆さととの絶妙なバランスによって、中世初期農村史研究のこれから進むべき道を照らしている。そして、西欧中世初期農村史研究をめぐる学問状況の困難さと、それにもかかわらずほのかに見えている希望とが、歴史研究一般が置かれた状況と無関係ではない以上、ドヴロワの業績は、すべての歴史研究者によって吟味され、摂取されるべきものと考えられる。以下、ドヴロワの論点を紹介していこうとする意図は、上に述べたような認識に根ざしている。

☆

ドヴロワの研究領域は多岐にわたり、中世初期農村史にかかわる業績も3つの層に区分することができる。まず①特定の問題関心に貫かれたポリプティックを素材とする研究。ポリプティックのなかにこめられた証言をもれなく、正確に読みとろうとする指向は、②ポリプティックの、より深い解読を可能にする新しい刊本の作成、③ポリプティックの史料価値、ひいては史料と歴史家との関係の根本的再検討、へと彼を導いていったのである。このように、ドヴロワにおいては、史料編纂という地味で忍耐と専門的技倆を必要とする仕事と、それをふまえての考察の輝かしさとが、内的必然性によってしっかりと結びつけられていることを、まず確認しておかねばならない。この稿では、主に②と③の層にかかわる彼の最近の業績のうち、サン・レミ修道院所領の研究を中心としてとりあげることとする。

☆

まずランスに所在するサン・レミ修道院のポリプティックの新しい刊本を見よう。このポリプティックは、1853年にはB.ゲラルールによる刊本⁹⁾が世に出、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院およびプリュム修道院のそれと並んで、最も重要なポリプティックのひとつとされてきたのにもかかわらず、研究の対象として多くの歴史家の関心をひきつけていたとは必ずしもいえない状態にあった。その理由はさまざまに考えられるが、原本が失われ、遺されていた写本もポリプティック以外の「不純物」を多数包みこんでいたことが、歴史家のこの史料に対する冷淡さにつながったことは否定できな

い。新しい刊本を作るにあたってドヴロワがとった基本方針は、ポリプティック本体と「不純物」との全体を文書集合体としてとらえ、それぞれの構成要素がいつ、いかなるいきさつで作成されたのかを可能なかぎり明らかにすると同時に、それらがどのような過程をへてひとつの集合体にまとめられたかを検討し、それによって史料と現実社会とのかかわりのさまを、正しく認識しようとするのであった。この基本方針は、単に刊本作成作業ばかりでなく、彼のあらゆる研究に底流として存在しているということが出来る。刊本につけられた長大な序文によって、私たちはドヴロワの作業と思考をあとづけることができる。

サン・レミ修道院のポリプティックは、前述のように原本はすでに失われ、現在は18世紀の写本が残っているだけである。この写本は18世紀後半に行方不明となった原本を忠実に、しかも細心の注意をはらって筆写したものと、多くの歴史家によって一致して認められている。ドヴロワもまた、この写本のできばえを高く評価したうえで⁶⁾、さらに一歩進んで、写本に註記された原本のページ割や筆跡のちがいを、原本を実際に手にとって見た18世紀の学者の記録を援用して、原本の構成を再現しようと試みている。

彼によれば、原本は①ポリプティック本体（11世紀初めの筆跡）、②第1の租税台帳（①とほぼ同時期の筆跡）、③第2の租税台帳（①②よりかなり後代の筆跡）の3部分が一巻に綴じあわされたもので、①は、実際には9～10世紀の文章を注意深く筆写したものであった⁶⁾。

ところで①の部分は同一の筆蹟で書かれてはいるが、実際にはいくつかの文書の集合体である。ドヴロワはそれを、原本は2枚の羊皮紙を重ねて二つ折にした、すなわち8ページの折を綴じあわせたものだという仮説にたって次のように整理している⁶⁾。

②第1の折。ポリプティックの冒頭部分（ゲラルド版のⅠ～Ⅴ章）。Ⅴ章は語の中途、ちょうど折が変わるところでとぎれている。したがって本来は第1の折に続いて、Ⅴ章の続きを書いた折があった筈である。

⑤第2～4の折。サン・ティモテ教会のポリプティク (VI～Xa章), サン・コム教会のポリプティク (Xb章), サン・レミ教会の porterie に十分の一税徴収権が与えられた場所のリスト。折の構成のうえからも収入の使途のうえからも, ひとつの完結した文書集合体をなす。

◎第5の折。ポリプティクに追加された2荘園の記録 (XI～XII章)。その余白を利用して③にあたる第2の租税台帳が書きはじめられている。

ここでドヴロワは次のような注目すべき仮説を呈示している⁴⁰。③の, 第2の租税台帳が書かれた折は, 第1～5の折を一巻にまとめる際に表紙に用いられたものであり, それで③がポリプティクに先行する場所に位置するようになった, というのである。この仮説がもし正しいとすれば, そこからさまざまに興味ぶかい問題が引きだされる筈であるが, その可否を検証することは, 現段階では不可能としなくてはならない。いわば裏表紙として用いられたページは切りとられ, 第6～7の折にあたる第1の租税台帳が挟みこまれた後に, ④ポリプティクの後半部分 (XIV～XXV章)と, 後代に追加された章 (XXVII～XXVIII章)が続く, というのがドヴロワの想定する原本の構成である。

こうした彼の考察に関して, 再び強調しておかねばならないのは, ポリプティクの間に挟みこまれた多種多様な文書を「不純物」として排除しようとする意図が全く認められないことである。むしろそれらは, ポリプティクの動態的分析や, 史料と現実社会との関係を測定する際に有力な手がかりを与えるものとして, 積極的に利用されることになるのである。その様子は以下の行論のなかで明らかになるだろう。

原本の構成についての仮説を呈示したのに次いで, ドヴロワはそれぞれの構成要素の作成年代, 内容などの検討に移る。まず, ポリプティク本体については, これをI～V章, XIV～XXVI章とに分けて考えるべきで, 前者については, このポリプティクの作成年代を早くても848年以降とする通説は妥当しない, という⁴¹。その根拠は次のとおりである。まず, こ

の部分後半部と比べると、明らかに書式が異り、これだけ独自に作成されたと考えなくてはならない。こう指摘したうえで彼が唱える仮説も、注目すべきものである。まずドヴロワは、bos aquensisという名目の貨幣支払規定がポリプティクの前半部には全く現れないことに着目する。bos aquensisとは、本来ランス教会の保有民がアーヘンの宮廷のために履行する負担であるとするゲラルルの説が正しいとすれば、『ランス教会史』⁶⁹のなかにフロドアルドゥスが記している、ルイ敬虔帝が816～25年の間にランス大司教に対してアーヘン所在の宮廷におけるすべての義務を免除し、シャルル禿頭王がその免除を確認したという事情との整合性が問題となる。ドヴロワはこう主張する。ルイ敬虔帝から義務を免除される以前、bos aquensisという名目の下にランス教会の保有民は直接アーヘンの宮廷に労働を給付していた。したがってこの負担はランス教会、サン・レミ修道院の収入とは全く関係はなく、したがってポリプティクにも記載されなかった。ところが宮廷における義務が免除された後この負担は金納化され、教会は相変わらず同じ名目で貨幣を徴収したままアーヘンには送致せず、実質的にわがものとするようになった。ポリプティクに bos aquensisという負担が記載されたのはこのような事情によるのであり、したがってこの負担への言及を全く欠くポリプティクの前半部は、816～25年より以前の時期に作られていなくてはならない。この時点では記録の対象は領主直領地とマンズ保有民、それに彼らの負担だけに限られていた。土地を保有しない従属民の記録や荘園ごとの収入の合計は後になって、おそらくポリプティクの後半部が作成された時の追補である⁶⁹。この仮説もまた、当否を検証することは不可能であるが、その魅惑を否定するのは、これもまた不可能といわねばならない。

ポリプティクの後半部については、ドヴロワは通説を承認し、848年以降の作成であるとしている⁶⁹。このようにポリプティクは816～25年以前に作られた5章、848年以降に作られた13章（他に散佚した章がある）という2つの部分から成っていると想定したうえで、彼は、両者の間には文書

作成理念や所領への関心の向けかたに大きなちがいがあり、それは7世紀から10世紀に至るランス地方の社会構造の変動とふかく結びついているという論を展開しているが、これについては後で立ちかえることにしよう。

ポリプティク本体に関しては、もうひとつ、これが861年以前に作成されたとする説の当否を検討する仕事が残っている。しかしこの問題を扱うには、ポリプティクに追加、挿入された「不純物」をめぐるドヴロワの論を追っていくのが近道である。

ポリプティクにつけ加えられた「不純物」は、2つの租税台帳(XIII, XXIX章)を別としても、ポリプティクへの追加部分(XI~XII章およびXXVII~XXVIII章)、サン・ティモテ教会のポリプティク等の集合体(第2~4の折, VI~X章)に区分できる。まずポリプティクへの追加部分を、ドヴロワはこう分類する。

①XI章 Nanteuil-la-Fosse および XII章 Tassy。両者は同じ折に連続して書かれているところからして、同時にポリプティクに編入されたものであろう⁹⁴。ただしその書式、文書の関心の方向は大きく異っている。XI章の書式はポリプティク本体のそれとほぼ同一であるのに対し、XII章では、「自由身分のマンスが……ある。名々……の負担を履行する。」⁹⁵という書式が使われている。この書式は他にはXXVIII章の第3部で現れるだけで、ポリプティク本体では全く用いられていないが、サン・ベルタン修道院のポリプティクは全面的にこのやりかたで保有地と負担を記している。ドヴロワは、XXVIII章についての考察のなかでこの書式の問題にふれ、ランス地方における社会構造の変化との関係を読みとろうとしているが、その見解がXII章にも妥当するかどうかについては、沈黙を守っている。

ゲラールがXXVII章とした部分には、一見2つの合計欄があるように見えるが、これはあまりにも奇矯である。ドヴロワの仮説⁹⁶では、このうち後の方にある合計は、Longvilleがサン・レミ修道院領となり、XXVII章(前の方にある合計まで)がポリプティクに追加されたのち、ポリプテ

イクには記載されていない修道院近隣の荘園の生産高の合計を調査し、ここに編入したものである。彼によれば、修道院近隣には支配権が十分行きわたっているため、あえてポリプティクに記録を残す必要はないが、収穫高だけは確認しておく必要があり、そこで収穫高の合計だけをポリプティクにつけ加えた、ということになる。もちろんこの考えは、あくまで仮説にとどまる。

② XXVIII 章 Condé-sur-Marne の荘園群。これに関するドヴロワの論は、研究者にとって見逃せない論点を多数含んでいる。ここはポリプティク追加部分の 4 荘園（群）のうち、唯一サン・レミ修道院に帰属した年代が判明している場所である。すなわち修道院に寄進、あるいは返還されたのが 861 年、そして 922～25 年に修道士用財産として割りあてられたことが確認され、この荘園群が追加部分に含まれていることが、ポリプティク本体が 861 年以前に作成されたとする説の根拠となっていた。

この点についてドヴロワは、この章がポリプティクに追加されたのは、土地を取得した 861 年ではなく、それが修道士用財産となった 922—25 年の時点であると主張し、ポリプティクの成立が 861 年以前でなくてはならないとする説を否定している⁹⁹。

次いでドヴロワは、以下のような仮説を示す⁹⁹。3 部分に分れたこの章の第 1 部は領主直領地および保有民と彼らの負担の記録であるが、そこに……*ancilla*（あるいは *seruus*）*Sigiberti de Trepallo per praeceptum regis* という文言が 3 箇所現れる。これは彼によれば、当該の人物が「王の命により」、トレパルのシギベルトゥスなる人物の従者となっているという状態を表しているが、こうした王権の介入は、Condé-sur-Marne がサン・レミ修道院に帰属した後では実行不可能である。さらに彼は、この章だけは自由身分の農民を表すのに *ingenui* ではなく *coloni* という語が使われていること、この荘園に住む全住民に身分に応じた貨幣支払義務が課せられているが、これは *census regalis* に他ならないことを指摘し、この部分は、もともとはフランク王権の作成した世俗ポリプティクで、861 年

に土地譲渡と同時にサン・レミ修道院に引きわたされたものにちがいないと主張する。その時点で、サン・レミ修道院と人身支配・保護関係を結ぶようになった荘園外従属民のリストが加えられ、証人の宣誓によって文書に挙証能力が与えられた。そして922～25年にCondé-sur-Marneの荘園が修道士用財産として割当てられるとこの文書は土地譲渡についての覚書（XXVIII章第2部）とともにポリプティックに編入され、さらに記録の作りなおしが行われ、それがXXVIII章の第3部になったのである。

ドヴロワの想定⁴⁰によれば、独自の負担記載様式を採用した第3部は10世紀初めの作成ということになる。約50年の間隔をおいて作られた同一の荘園についての記録における記載様式のちがいを、彼はマンス制度の展開という流れのなかで理解しようとする⁴¹。すなわち、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院のポリプティックが作られた9世紀初めのパリ地方では、マンス制度はまだ不安定な状態にあり、ポリプティックには領民の保有したマンスの内容を、耕地、葡萄畑という具合にひとつづつ正確に記録する必要があった。9世紀後半のランス地方では、マンス制度はすでに確立し、ポリプティックには保有民の名だけを記すだけで十分で、マンスの内容を個別的に記載する必要はなくなった。そして10世紀初めには、保有民の名を特記することも不要になったのである。この想定は、マンスの均質化・抽象化という考え方も矛盾せず、それなりの説得力を持つということではできよう。しかしこれによってXII章に同じ記載様式が使われた理由や、プリュム修道院のポリプティックで2種類の様式が併用されている理由を説明できるのか等々、多くの課題が残っているとシなくてはならない。

これらの追加部分をドヴロワは、ポリプティックの「史料の生命」の証として、積極的に評価している。荘園が増加するたびに記録をポリプティック本体に編入し、社会構造の変化に対応して所領管理理念が変ると、それまでの記録では無視されていた要素も新たに書き加え、領主はポリプティックを、つねに現実を反映したものにしておく努力を続けていたのである。こうした努力は、しかし10世紀半ばで終わった。それはとりもなおさずポリプ

ティク⁹³の生命の終焉、いいかえればポリプティクという史料類型が有効性を持つような社会構造の解体を意味している。サン・レミ修道院のポリプティクに加えられたもうひとつの「不純物」サン・ティモテ教会のポリプティク等3つの文書の合体物は、その象徴に他ならない。

ゲラール版の刊本でVI～X章とされた部分は、異なった文書から成るひとつの完結したcodexがポリプティクに入りこんだもので、ポリプティクの史料批判をめぐる諸問題が集中した⁹⁴ いわば問題の箇所である。ドヴロワの態度はここを扱う場合でも変らない。すなわち、それぞれの文書はいつ、どのようにして作られたのか、それらがcodexにまとめられたのはなぜか。どうしてそれがサン・レミ修道院のポリプティクに入りこんだのか。探求の結果は、ポリプティクの変遷にかかわる重要な論点を明らかにしている。

まず、3つの文書がまとめられた理由をドヴロワは、いずれの収入もhospitalité 貧民救済に充てるためのものという共通点を持っていたからだと考えている⁹⁵。10世紀後半、サン・レミ修道院は大変動の渦中にあった⁹⁶。司教座と修道院との分離が進行するなかで、修道士に割りあてられた、つまり彼らが管理しなければならない土地が増加していった。サン・コーム教会、サン・ティモテ教会がその土地財産とともにサン・レミ修道院の手中に委ねられたのも、こうした流れと関係している。新たに取得した土地については、当然その記録をポリプティクに追加編入すべきであった。しかしこの時期には、文書管理に関して、従来とは異った方向が現れてきた。すなわち修道院の収入源を部署ごとに確定し、それぞれをひとつの文書集成にまとめようとする指向である。たとえば貧民救済にたずさわる部署が活動するのに必要な収入の源を確保し、それを文書にすることが、他者からの財産侵害に対抗するより有力な方策であると考えられるようになったのである。したがってVI～X章をかたちづくるcodexは、サン・ティモテ教会がサン・レミ修道院に帰属した972年以降で修道院の改革運動がま

だ続いていた時期、おそらく10世紀の第4四半世紀にまとめられたとドヴロワは考えている⁶⁸。

このcodexをかたちづくる3部分、なかでもサン・ティモテ教会のポリプティックの作成時期を確定する作業は、ドヴロワにとっても困難に充ちたものであった。彼はリュツォウの主張する9世紀後半、サン・レミ修道院のポリプティックと同時期の作成という説を選択肢のひとつとして認めつつ⁶⁹、サン・ティモテ教会がサン・レミ修道院に併合された972年前後に作成されたとの考えに傾いている⁶⁸。

ここでドヴロワはVI章に含まれているRilly-la-Montagneにある教会とその土地の記述を分析してみせる⁶⁹。この部分は、もともとサン・レミ修道院のポリプティックに含まれていた章を基礎として、附加的な記録が加わってできたものである。ここで採用されている記述様式や対象への関心の向けかたは、ヒンクマルスの規定にきわめて忠実である。したがってこれは、少くとも根幹部分は、ポリプティック作成時のサン・レミ修道院の手になると考えなくてはならない、と彼は主張する。

Rilly-la-Montagneの土地財産のたどった運命を、ドヴロワはこう推測している⁶⁹。サン・レミ修道院に併合される以前、サン・ティモテ教会は貧困と道徳的頹廢に悩まされていた。972年、サン・ティモテ教会がサン・レミ修道院に併合されるにあたってランス大司教はその基盤を強化するために、この土地における十分の一税徴収権を与え、サン・レミ修道院も自己の配下にあるRilly-la-Montagneに所在する教会の得る収入をいわばサン・レミの支店となったサン・ティモテ教会に委ねた。こうしてサン・ティモテ教会のポリプティックはRilly-la-Montagneの教会の記録を含むようになる。しかし、この10世紀末の時期、社会構造は9世紀とは大きく変っていた。前述のようにサン・レミ修道院は、サン・ティモテ教会併合後、そのポリプティックを自らのそれに追加編入する方法をとらなかったのである。

VI～X章については、ドヴロワが確実なこととしているのは少くともそ

の一部の文言は9世紀半ばに作られたものを原形としていること、3つのそれぞれ独立した文書がひとつのcodexにまとめられたのは975～1000年の時期であることの2点である。

サン・レミ修道院のポリプテックの研究については、もうひとつ、いかにもドヴロワらしい論の進めかたをしたところとして、ポリプテックの欠落を再現しようとした試みについて一瞥しておこう⁸⁰。

このポリプテックに若干の欠落があることは、V章が途中でとぎれていること、各荘園からの収入を合計したものとXXIV章にある全所領の収入総計の数値との差などから、以前から予想されていた。ドヴロワは以下のような手続きによって、少なくとも3ヶ所の荘園についての記述が、かつてポリプテックに含まれていたという仮説をたてている。

まず、XIV章の直前、第8の折の冒頭には、*Sancti Giogulfi partes duae sunt Sancti Remigii*という文言がある。ドヴロワはこれを失われた章の末尾だけが残存したもので、現在のSaint-Gengoulphに荘園があったことを示すと考えている。次に、Rilly-la-Montagneに所在するサン・レミ教会も、かつてポリプテックに記載され、この教会が併合後のサン・ティモテ教会に委ねられた時点で記録もポリプテックから抜き出されたものと考えられる。

もうひとつ、Sacyについての章がポリプテックに含まれていたと、ドヴロワは想定する。この土地は、11世紀の前半に作成された第1の土地台帳に現れ、また992年ごろ発給の、ユーグ・カベによる土地確認文書でも言及されていることから、かなり以前からサン・レミ修道院の領地となっていたことが予想できる。ところでポリプテックの末尾、XXVI章にあるベネフィキウムのリストからは、所領管理人majorの職にあるHainricusなる人物がSacyにある葡萄畑を授与されていることが判る。このHainricusが、どこの荘園を管理しているのかを推測してみると、ポリプテックのなかで、所領管理人がいることが明記されていながら個人名が不明な荘園が2ヶ所発見できる。しかしこの2荘園はSacyから遠く離れ、Hainricus

が当該荘園で管理人の職務をはたしながらその合間を利用して問題の葡萄畑を経営することは不可能である。したがって、最も可能性の高い仮説は、Sacy にサン・レミ修道院の荘園があり、Hainricus が管理人の職にあったが、その記録はポリプティクから失われてしまった、というものである。

この仮説についてもまた、着想の鋭さに感歎すること以外には、とりあえず私たちにできることはなさそうである。

☆

いままで述べてきたように、ドヴロワは、サン・レミ修道院のポリプティクが9世紀初めから10世紀末に至る期間に作成された文書の結合体であることを明らかにした。ついで彼は、ランスにおいて、ポリプティクの作成と改訂は、7世紀から10世紀まで連続と続いていたことを論じている。それを、彼の最近の論文によってあとづけてみよう。

ドヴロワがここで拠りどころとするのは、フロダルドゥスの『ランス教会史』のなかの、歴代大司教の所領へのかかわりを示す文言である。その文言は、たとえばソムナティウス (Somnatus 在職610~630頃) の場合は *Colonias etiam villarum quarundam episcopii dispositis ordinavit servitiis* (賦課を整理し、ついで司教領のいくつかの荘園の保有地を編成した) とあり、またヒンクマルス (Hincmarus 在職842~882) については *Res preterea et villas episcopii pene omnes, ordinatis rationabiliter coloniis, describi fecit* (保有地を規範にしたがって整理したのち、司教領のほとんどすべての財産と荘園について記録を作成した) というように、*ordinatio, describere* 等の語を用いながら、司教ごとに異った言いまわしが採用されている⁸⁸⁾。ドヴロワの主張によれば、このような文言のちがいは、フロダルドゥスが『ランス教会史』を執筆する時に参照した諸文献の言いまわしに由来し⁸⁹⁾、したがってフロダルドゥスの作品における文言の変化は、ランス大司教、およびサン・レミ修道院の所領政策の変化に対応しているということになる。その流れをドヴロワは、次のように整理する。

所領政策が明確な形で現れたのは、7世紀のはじめ、ソムナティウスの時期である⁸⁹。それ以降、ランスの教会は所領を再編成し、ordinere——整序——する作業を続け、その結果を *ordinatio* という記録に書きとめたのである。作業の関心は保有地からの収入を確保することに集中し、したがって保有民そのもの、あるいは保有民以外の従属民、さらには領主直領地の記述は *ordinatio* には含まれていなかった。

リゴベルトゥス (Rigobertus 在職690~730) についての文言のなかに、*descriptio* という新しい語が現れる⁹⁰。ここにドヴロワは、メロヴィング形のポリプティクのランス地方への出現を見る。それは荘園ごとに保有地と保有民、彼らの負担を記録したものであるが、領主直領地に関しては相変わらず沈黙していた。

リゴベルトゥスの後任者たちの記述では、『ランス教会史』は、ふたたび *ordinere* という語を用いている。しかし『教会史』の文言は *ordinere*、およびその結果である *ordinatio* の性格が大きく変わったことを示している⁹¹。それまでは *ordinere* とは、個々の荘園ごとに保有地と負担を再編成することであった。ところが8世紀に入ると、この語には荘園内に居住するさまざまな領民を支配するための法の制定という意味がつけ加えられるようになる。つまりここで、収入確保を主眼とした所領管理 *gestion domaniale* と並んで、社会の取締 *contrôle social* が領主の関心のなかに入り、*ordinatio* も、両者を視野に入れるようになっていく。こうして作られた記録は、すでに十分にポリプティクの名に値するものであるが、記録は依然として、それぞれの荘園や隣接したいくつかの荘園で構成される荘園群ごとに、個別的に作成されていた。また、記録される範囲も保有地と保有民の負担に限られ、領主直領地への言及は行われなかった。

9世紀に入り、おそらくはウルファリウス (Vulfarius 在職 803~814) の指導の下でサン・レミ修道院のポリプティクの I~V 章が現れる⁹²。ここで初めてポリプティクは領主直領地の記録を含むようになる。その一方で、ここでは社会の取締への関心は低く、荘園に居住する領民についての

具体的な言及はきわめて少い。しかしそれ以降、領民への関心は、彼らの自立化傾向のなかで荘園の秩序を再編しようとする指向にうらづけられてしだいに強くなっていく。9世紀後半、ヒンクマルスのイニシアティヴによりポリプティクのXIV～XXVI章にあたる部分、およびI～V章の追補が作成される⁸⁸。ここで初めて、ほとんど全荘園が記述の対象となり、また荘園の全構成要素が記録されるようになった。荘園の全構成要素をポリプティクという完結した文書に記録するという大原則がここに確立し、以後サン・レミ修道院は新たな荘園を入手するたびに、すぐにそれについての記録をポリプティクに編入し、もしなんらかの理由で荘園を失った場合には、おそらく該当する章をポリプティクから切り離すという作業を続けていく⁸⁹。

しかし10世紀末になると、ポリプティクの機能はおとろえてくる⁹⁰。ポリプティクの関心は収入確保という一面に集中し、それについてさえ、すでにポリプティクは有効な手段ではなくなっていた。サン・ティモテ教会のポリプティクなど3つの独立した文書が合体したcodexは、貧民救済という特定の機能にかかわる収入だけを確保するという意図を持ち、その意味で、全荘園を記録するというポリプティクの大原則とは正反対の立場に立っていた。さらにまた、このcodexの文言は、ポリプティクという道具を用いて10世紀末の現実を記録することに、いかに無理があるかを示す⁹¹ことによって、ポリプティクの終焉を告げているのである。

ドヴロワは、ランスにおけるポリプティクの歴史を以上のように述べている。ここで注目しなくてはならないのは、次の点であろう。ポリプティクが現実の社会のどの面に関心を向け、記録に残したかへの、不断の関心、次に、ポリプティクの作成が、在地秩序の変化に対応した作業で、しばしば領主はその作成を通して在地秩序の変化に積極的に関与していたことの強調。こうして彼はポリプティクを動的に読みとく作業のひとつの具体例を呈示しているのである。

ドヴロワの視角をあえて一般化、図式化するならば、史料、とくに文書史料を扱う際の起草者の主観的意図を十分に勘案すること、史料は現実の反映であるばかりではなく、現実に変革をうながすものでもある——つねに史料は現実を追いかけるとは限らず、現実が史料を追いかける場合もある——ことの認識、という2点にしぼられるであろう。これを出発点として、彼はポリプティクの史料価値をきわめて低く評価しようとするフォシエらの考え⁶³を鋭く批判する⁶⁴。ドヴロワによれば、こうした考えは、方法論上の根本における不明確さに由来しているということになる。良い史料、悪い史料という区別は意味がない。完全に「客観的」な史料などというものは存在しない。歴史家の仕事とは、主観的史料を用いて現実に向かうとすることである。こう覚悟を述べたうえで彼は、ポリプティクへの新しい接近方法を提唱する。すなわちポリプティクを「解読する」とは、次のように問いかけることである⁶⁵。

①ポリプティクはその作者について、その作者はポリプティクについて何を伝えているか。

②そのような史料が存在したという事実が、同時代の社会についてどんなことを伝えているか。

③ポリプティクは農村世界のいかなる部分に光をあてているか。ポリプティクの証言はどんな特質を持っているか。

これら3つの問いかけがどのような成果を生みだしうるかは、未だ未知数である。しかし、ドヴロワの研究は、少なくとも②に関しては、問いかけの有効性を証明していると判断してよからう。

☆

こうした、史料をほとんど逐語的に検討し、そこにこめられた証言を残さず読みとろうとする彼の試みが、いままでの歴史家が見過してきた数多くの論点を明らかにしつつあることは疑えないところである。しかし、このような手法にはつねに危険がつきまとっていることも確かであろう。史料の解読作業が歴史家の恣意によってねじ曲げられる危険、そして歪曲

を検証して是正することの困難さ、さらには個々の証言の「個性」が強調されるあまり、研究が断片的情報の総花的呈示に終わってしまう危険、こうした危険と無縁な歴史家は存在せず、そしてドヴロワは危険を十分に認識し、しかもこうした危険とのつばぜりあいのなかで自らの研究を進めていくことが歴史家の名誉に他ならないのではあるが、ドヴロワの研究において危険はとりわけ大きく、したがって彼の手法を私たちが安易に模倣するならば、それは自殺行為に等しいといわなければならない。

危険を回避する方策を、ドヴロワは2つ示している。ひとつは、史料を扱うにあたって理念形としての史料類型モデルを指定し⁶⁹、このモデルと実際の史料との比較を通じて問題を明確にしていくこと、もうひとつは、真の「テキスト」たりうる新しい刊本の作成⁷⁰である。

前者を具体化したものとして、ドヴロワはポリプティクの理念形を呈示し、それを手がかりとして所領類型論⁷¹を構築することを提唱している。理念形としてのポリプティクは⁷²、所領管理 *gestion domaniale* と社会の取締 *contrôle social* という二重の機能を持っていないとてはならない。所領管理の指向は、さらに土地財産の安定性の確保、所領管理人の統轄、収入の見つもりという3方向への関心となって表れ、一方社会の取締への指向は、荘園制度の確保（領民の再生産と賦課の徴収を確実ならしめる）と法の創出あるいは整備という2つの方向をとる。それぞれのポリプティクが上にあげた計5つの方向のうちどれに関心を示しているか、どの方向において自己の望みを達成しているかを検討するなかから所領ごとの特質が浮びあがるさまを、ドヴロワはベルギー南部におけるいくつかの事例について述べている⁷³。たとえばロップ修道院のポリプティクは、保有民の負担について詳細に記録する一方で、保有民の名を特定していないところから、領主の関心はなによりもまず収入の確定に向いていたとされ、またブリュム修道院のポリプティクがアルデンヌ地方に所在する荘園を記述するにあたっての領主直領地の注意ぶかい描写、保有民の名の明記は、このポリプティクが所領管理の手段であると同時に、荘園の在地秩序を確立し、明確

な形で表そうとする指向を示していると評価される。こうして得られた各所領の像は、所領類型と比較されることによって、西欧中世初期農村の全体像を構築することに寄与するのである。

後者については、彼自身がサン・レミ、ロップ両修道院のポリプティックの新しい刊本を作成している、という以上のことを改めて述べる必要はないだろう。テキストの作成作業は、彼にあってはテキストの解読作業 *décodage* と、文字どおり一体となっている。

以上2つの危険回避策の他、もうひとつの方策がある。実はこれについてドヴロワは明確なかたちで述べているわけではなく、本人もそれを自覚的に用いてはいないのかもしれない。あるいは西欧、とくにベルギーの歴史家においては、それは空気のように絶対に不可欠なもので、それゆえにその存在をことごとく書きしるすまでもないと考えられているのかもしれない。しかし、それをあえて言葉で表すとすれば、「史料の生命」⁽⁶⁾ を正しく認識することになるのであろう。書きとめられた文書が文言の書きこみや削除をうけ、あるいは文書集成に収められ、必要に応じてそこから切りはなされて別の集成の一部となる。こうした個々の史料の生命の変転と同時に、ある史料類型が社会の要請や関心に応えるかたちで確立し、やがて社会の変化に対応できずに衰退していく、類型としての史料の生命もまた、ドヴロワの業績によって明らかにされている。こうした史料の生命とは、基本的には史料と社会との相互関係に規定され、したがってそれを正しく認識するとは、史料を歴史の流れのなかに正しく位置づけることに他ならない。そして歴史家は史料と社会との関係をつねに検証することによって、史料操作において恣意が混入する危険を、少なくとも減らすことができるのである。

☆

以上、ドヴロワの近業について簡単な紹介と若干のコメントを書きつらねてきた。もとよりこれは、彼の議論の一部を、それも表面をなぞったにすぎないが、非凡な歴史家としてのドヴロワの片鱗は示しえたと思う。

現在のところ彼の論は、ヨーロッパの学界においても完全に受け入れられているわけではないが、やがて、その問題提起を正面から受けとめた研究が続々と現れ、中世初期農村史に豊かな成果をもたらすことになるであろう。

私たちの現在おかれている状況に引きよせていえば、ドヴロワの業績が、一見伝統破壊的に見えながら、根本において史料への忠誠というヨーロッパ歴史研究の伝統をひきついでいることを強調しておくのは無駄ではないだろう。彼の業績は、史料の注意ぶかい検討が新たな問題意識を生み、その問題意識が史料への忠誠を新たに定義するという形で発展している。こうしてドヴロワは、なによりもまずベルギー中世史学の最も正統的な——困習の慢然とした受容を断乎拒否することまで含めて——担い手の一人として、私たちの前に立ちあらわれてくるのである。

註

- (1) A. Verhulst, *La genèse du régime domanial classique en France au haut moyen âge*, in: *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto medioevo*, *Settimane XIII*, Spoleto, 1966, pp. 135-60
- (2) 森本芳樹「西欧中世初期領主制研究の現状——1983年9月ヘント研究集会『メロヴィング期・カロリング期における大所領』をめぐって——」『史学雑誌』93篇6号、1984年を参照。
- (3) J. P. Devroey, *Recherches sur l'histoire rurale du haut moyen âge 800-1050 Les polyptyques de Saint-Remi de Reims et de Saint-pierre de Lobbes*, Dissertation présentée en vue de l'obtention du grade de docteur en philosophie et lettres à l'Université libre de Bruxelles, Bruxelles, 1982
- (4) Id (éd.), *Le polyptyque et les listes de cens de l'abbaye de Saint-Remi de Reims (IX^e-XI^e siècles)*, Reims, 1984; ロップ修道院のポリプティク新版は目下印刷中である。
- (5) Id, Pour une typologie des formes domaniales en Belgique romane au haut moyen âge, in: *La Belgique rurale du moyen âge à nos jours* Mélan-

- ges offerts à Jean-Jacques Hoebanx, Bruxelles, 1985, pp.29-45
- (6) Id, Les premiers polyptyques rémois, VII^e -IX^e siècles, in: A. Verhulst (éd.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne Actes du colloque international, Gand, 8-10 Septembre 1983*, Gent, 1985, pp.78-97
- (7) B. Guerard (éd.), *Polyptyque de l'abbaye de Saint-Remi de Reims, ou dénombrement des manses, des serfs et des revenus de cette abbaye, vers milieu du neuvième siècle de notre ère*, Paris, 1853
- (8) Devroey, *Le polyptyque* (以下DPと略記), pp. XXV-XXVIII
- (9) DP, pp. XXVII-XXVIII
- (10) 以下の記述は DP, pp. XXVIII-XXXV による。
- (11) DP, p. XXX
- (12) DP, pp. XLIII-XLIV
- (13) Flodoardus, *Historia Remensis ecclesiae*, in: MGH. SS, t XIII, pp.405-599
- (14) DP, pp. LX-LXI
- (15) DP, p. XLI
- (16) DP, pp. LXXIII-LXXIV
- (17) “Mansus ingenuiles……donat unusquisque……”
- (18) DP, pp. LXXIV-LXXVI
- (19) DP, pp. XLI-XLII
- (20) DP, pp. XLV-XLVI
- (21) DP, pp. LXXVII-LXXVIII
- (22) DP, pp. LXXVII-LXXVIII
- (23) B. Lütow, *Studien zum Reimischer Polyptychum Sancti Remigii, Francia*, 1979, pp.19-99 を参照。
- (24) DP, pp. XLVII-XLVIII
- (25) DP, p. LXXX
- (26) DP, pp. XLVII-XLVIII
- (27) DP, p. XLVIII
- (28) Devroey, les premiers polyptyques (以下PRと略記), p.78などを参照。
- (29) DP, pp. XLIX-LII

- ③① DP, p. L
- ③② 以下の記述は DP, pp. LXV-LXVII による。
- ③③ PR, pp. 82-84 を参照。
- ③④ PR, p. 81
- ③⑤ PR, pp. 81-86
- ③⑥ PR, pp. 87-88
- ③⑦ PR, p. 88
- ③⑧ PR, p. 89
- ③⑨ PR, p. 89-90
- ③⑩ DP, pp. LXVI-LXVII を参照。
- ④① Devroey, Pour une typologie (以下TBと略記), p. 40 を参照。
- ④② DP, pp. LXXXVIII-LXXXIX を参照。
- ④③ さしあたり, R. Fossier, *Polyptyques et censiers*, Turnhout, 1978 を参照。
- ④④ PR, p. 91
- ④⑤ PR, p. 92, TB, pp. 33-34
- ④⑥ TB, p. 34 を参照。
- ④⑦ PR, pp. 95-96. 新しい刊本作成の必要性に関しては, レオポール・ジェニコ著(森本芳樹監修)『歴史学の伝統と革新 ベルギー中世史学による寄与』九州大学出版会, 1984年, 51~55頁を参照。
- ④⑧ 所領類型論に関しては, なによりもまず P. Toubert *L'Italie, rurale aux VIII^e-IX^e siècles. Essai de typologie domaniale*, in: *I problemi dell'Occidente nel seculo VIII, Settimane XX*, Spteto, 1973, pp. 95-132 を参照。
ドヴロワの提唱するベルギー南部の所領類型も, 根幹はトゥベールに負っている。
TB, pp. 42-45 を参照。
- ④⑨ TB, p. 35 の図を参照。
- ④⑩ TB, pp. 34-40 を参照。
- ⑤① ジェニコ前掲書は「史料の生命」が歴史家の考察を大いに助ける例を随所に示している。